

平成26年9月

太宰府市議会環境厚生常任委員会会議録

平成26年9月10日（水）

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

〔平成26年第3回（9月）定例会 環境厚生常任委員会〕

平成26年9月10日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第41号 太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第42号 太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第43号 太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第44号 太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第45号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第46号 平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 請願第1号 体育複合施設建設予算の執行保留・延期を求める請願書
- 日程第8 請願第2号 総合体育館建設の市民への説明会開催に関する請願
- 日程第9 請願第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小柳道枝	議員	副委員長	佐伯修	議員	
委員	大田勝義	議員	委員	小島真由美	議員	
〃	上	疆	〃	神武	綾	議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（12名）

市民福祉部長	中 島 俊 二	市民課長	田 村 幸 光
地域づくり課長	藤 田 彰	福祉課長	阿 部 宏 亮
人権政策課長	諫 山 博 美	介護保険課長	平 田 良 富
元気づくり課長	井 浦 真須己	国保年金課長	永 田 宰
文化学習課長	木 村 幸代志	生活環境課長	田 中 縁
スポーツ課長	大 塚 源之進	保育児童係長	中 島 康 秀

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	篠 原 司	議事課長	櫻 井 三 郎
書 記	力 丸 克 弥		

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小柳道枝委員） 皆さん、おはようございます。

ただ今から環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりでございます。

議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第41号 太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第42号 太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（小柳道枝委員） 日程第1、議案第41号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」及び、日程第2、議案第42号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおりに一括議題とします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（永田 宰） 議案第41号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」及び、議案第42号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正する条例について」一括してご説明申し上げます。

まず、議案第41号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、今回の改正は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部改正に伴いまして、母子及び寡婦福祉法の改正があったこと、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴い、同法を引用する条例の一部を改正する必要が生じたことから、一部改正をお願いするものでございます。

議案書では16ページから、新旧対照表では4ページになります。

新旧対照表をご覧ください。改正部分には下線をつけておりますので、ご参照ください。

第2条第1号中の「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改めるものでございます。

第2条第2号の父子家庭の父として、「配偶者と死別した男子で現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる者として母子及び寡婦福祉法施行令第25条で定めるもの」と規定されていた部分を「法第6条第2項に規定する配偶者のいない男子」と改めるものでございます。

次に、第3条第2項第2号の改正は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に法の題名が改められたことに伴い、改正するものでございます。

議案書17ページをご覧ください。

附則といたしまして、平成26年10月1日から施行することとしております。

続きまして、議案第42号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書では18ページから、新旧対照表では5ページになります。

新旧対照表をご覧ください。

第3条第2項第2号の改正は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に法の題名が改められたことに伴い、改正するものでございます。

議案書19ページをご覧ください。

附則といたしましては、平成26年10月1日から施行することとしております。

以上で改正内容の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第41号について質疑はありませんか。

小島委員。

○委員（小島真由美委員） 父子家庭というお父さんだけの家庭ということなんだろうが、所得制限等かは設けられないのか。また、これは全く母子と同じ条件なのか。それとこれは来月から始まるということで周知についてと、父子家庭が約何世帯ぐらいあるのかわかるものなのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（小柳道枝委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（永田 宰） 今回の改正につきまして、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部改正の中に母子及び寡婦福祉法の一部が入っております。従来から父子家庭に対する支援につきましては、同法施行令等でうたっておりましたが、今回、父子家庭に対する支援の拡充ということで、父子福祉資金制度等、拡大となりまして、法改正がなされたものです。このひとり親家庭等医療費の支給に関する条例、こちらのほうでは引用を改正するものでありまして、対象の世帯等の条件等を改正するものではございません。ですから、従来どおり母子も父子も同じように制度の対象となるものでございます。

世帯数ということですが、人数で把握しておりますので人数でお答えさせていただきます。

平成25年度の平均でいきますと、支給の対象となっております全体の1,226人おられます中で父子の家庭につきましては86人おられます。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 今回の改正で議案第41号、42号も一緒ですが、中国残留邦人等ということで、この等がついているんですが、この等という場合のあてはまる方々は、どういう方が等になるわけですかね。

○委員長（小柳道枝委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（永田 宰） 等の定義までは確認がとれておりませんが、今回の改正につきましては中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者のおかれている事情に鑑み、永住帰国する前からの配偶者に対して中国残留邦人者が亡くなったのちに、これまでの支給給付に加えて新たに配偶者支援金を支給する制度が創設されたということでの改正と認識しています。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 説明はわかりましたけど、要するに中国だけでなくほかの国々の方ももしかしておられるのではないかなという意味で、私は質問しているんですけど。

例えば、フィリピンとかマレーシアとか、もし東南アジアの国とかにもおられて帰国された場合も、この条例にあてはまるのかなとお尋ねしたんですけれども、その辺、わかりますか。

○委員長（小柳道枝委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（永田 宰） 認識不足で申し訳ありません。そういうことと私も認識しております。申し訳ございません。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） めったにないと思いますけど、もし、そういう方が永住帰国されるようなことがあればということで質問したわけですけど、よろしいです。わかりました。

○委員長（小柳道枝委員） ほかに、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に、議案第42号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。

議案第41号について意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に、議案第42号について意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。

議案第41号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小柳道枝委員) 全員挙手です。

したがって、議案第41号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

<原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時10分>

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(小柳道枝委員) 次に、議案第42号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第42号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小柳道枝委員) 全員挙手です。

したがって、議案第42号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

<原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時11分>

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第43号 太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
について

日程第4 議案第44号 太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の制定について

○委員長(小柳道枝委員) 日程第3、議案第43号「太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」及び、日程第4、議案第44号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

執行部の説明を求めます。

保育児童係長。

○保育児童係長（中島康秀） 議案第43号「太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」 ご説明申し上げます。

議案書は、20 ページから 44 ページとなっております。

今回、別に、説明資料を準備いたしておりますので、そちらの1枚目をご覧ください。

提案理由につきまして、本条例の制定の根拠となる規定としまして児童福祉法第34条の16第1項をあげておりますが、条例の第1条につきましては基準を定めるにあたり、従うべきものが規定されている第2項に基づくというふうにしております。

次に資料の2枚目をご覧ください。

平成27年4月から始まります、子ども・子育て支援新制度におきましては、地域型保育が新設され、市町村の認可事業となります。子ども・子育て支援法では「地域型保育事業」と言われるものが、児童福祉法においては「家庭的保育事業等」となります。本市においては、国が厚生労働省令で定める基準のとおり条例を定めております。

次に資料の3枚目をご覧ください。

資料3枚目の左側、家庭的保育事業等についてご説明申し上げます。

家庭的保育事業等は、0から2歳児を対象とし、4つの事業類型がございます。

1つ目は、小規模保育事業になります。これは、事業者等がその施設等において、6人から19人の定員で保育を実施する事業となります。小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型、B型、C型の3類型を設定しております。

2つ目は、家庭的保育事業になります。これは、家庭的保育者の居宅等において、1人から5人の定員で保育を実施する事業となります。

3つ目は、事業所内保育事業になります。これは、企業等の事業主等がその事業所内で、従業員の子どもと地域枠として地域の保育を必要とする子どもを対象に、保育を実施する事業となります。

4つ目は、居宅訪問型保育事業になります。これは、事業者が保育を必要とする子どもの居宅において保育を実施する事業となります。

次に同じく資料の右側ですが、事業類型ごとの、児童の人数あたりの職員数、職員の資格、保育室等の設備、給食についての認可基準を掲載しております。

この条例におきましては、第1章は、家庭的保育事業者等が守るべき原則等について、第2章から第4章までは、資料に記載のほか、保育時間、保育内容等の認可基準について規定したものととなっております。

引き続き、議案第44号についてご説明申し上げます。

議案第44号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」 ご説明申し上げます。

議案書は、45 ページから 73 ページとなっております。

先ほどの資料の1枚目をご覧ください。

議案第43号と同じく、提案理由につきましては、本条例の制定の根拠となる規定として子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項をあげておりますが、条例の第1条につきましては基準を定めるにあたり、従うべきものが規定されているそれぞれの条の第3項に基づくものと規定しております。

新制度におきましては、幼稚園、保育所等の施設や地域型保育事業の事業所に対し、市が利用定員を定めて給付制度の対象となることを確認することとなります。

この確認についてですが、認可基準が事業の開始を許可するときの施設や場所の広さ、必要な設備、職員の種類・資格・人数等の基準であるのに対し、確認を受けるべき運営基準は、施設、事業の運営方針、開設時間、外部評価の実施、情報公開、情報提供、個人情報の保護等の事業を日々運営するときに守らなければならない基準となります。

本市におきましては、議案第43号と同様に国が厚生労働省令で定める基準のとおり条例を定めております。

この条例におきましては、第1章において特定教育・保育施設等が守るべき原則等について、第2章において特定教育・保育施設の運営に関する基準について、第3章において特定地域型保育事業者の運営に関する基準について、規定をしております。

それぞれの運営に関する基準の主な内容につきましては、先ほど申し上げましたもののほかに、特定教育・保育、又は特定地域型保育の内容、手続きの説明、利用申込者の同意等の利用開始に伴う基準、子どもの心身の状況の把握、虐待等の禁止、利用者負担額の徴収など教育・保育の提供に伴う基準、提供する特定教育・保育又は特定地域型保育の内容等の重要事項を定めた運営規程の策定、事故防止、事故発生時の対応など管理運営に関する基準となっております。

以上、説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第43号について質疑はありませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 議案第43号ですけれども、本会議の中でも質問がありましたが、今回この法改正によって保育制度が変わるわけですけれども、幼稚園、保育所のほかに資料でいきますと小規模保育事業、それから家庭的保育事業などなど4つの事業にまたがってくるわけですけれども、調査上は今のところ、この事業所にかかる施設はないということでしょうか。

事業所内保育事業というのは院内保育とかがあっていると思うのですけれども、そのところは、どのようなカウントになるのでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 保育児童係長。

○保育児童係長（中島康秀） 事業所内保育につきましては、今、届出保育施設として病院2箇所で開催されております。こちらについて具体的な移行の申し出はあっておりませんが、委託されている事業者等からの問い合わせ等はございます。

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） この制度は、要するに国が定めてきた制度ですよ、今までは幼稚園と保育所だけだったと思うんですが、私の認識ではね。それに認定こども園、そしてまた地域型保育ということで4つの要するに子どもの施設ができるということですか。その辺の確認です。

○委員長（小柳道枝委員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 今、ご質問の認定こども園につきましては、従前からございました。

今回の狙いとしましては、3歳児未満の待機児童が全国的に非常に多いということがございまして、この小規模保育事業を児童福祉法に基づく認可事業と位置付けをして、そして多様な施設とか事業の中から利用者の方が、その選択できる仕組みということでございます。

新たに少人数の子どもを保育する事業を創設しまして、待機児童の多い、先ほども言いましたけども3歳児未満の保育を増やそうという考えをもとに制度ができあがっております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） それでですね、0歳ということが書いてありますが、正確には何カ月ぐらいから、生まれてすぐから受付けるわけですか。

○委員長（小柳道枝委員） 保育児童係長。

○保育児童係長（中島康秀） 現在、保育所におきましては生後50日から預かれるようになっております。生後50日以前のお子様については預かれない仕組みとなっております。

以上です。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） ということは、この地域型保育の0歳というのは正確には生後50日からということになるんですか。

○委員長（小柳道枝委員） 保育児童係長。

○保育児童係長（中島康秀） 保育所と同様に生後50日以上からになると考えております。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） わかりました。

それで、私の想いというか、これだけ子ども産んだら、地域で育てるというか、そういう法律が施行されるわけですが、私の想いですよ、三つ子の魂百までとか昔から言われますけども、要するに非常に絆というのが薄れてきてますよね、親子とか、じいちゃん、ばあちゃんとか、それで、いいのかなという感じがするわけですよ。もう少しじいちゃん、ばあちゃんを使うような形で法整備していただければ、こういうところに、厳しく制定しなくても、世の中うまくいくのじゃないかなと、また子育てとういうか、安心して子どもを産めるんじゃないかなと思うんですよ、任せられるしね。その辺で絆ができれば、いろんな意味で、お父さんお母さん、じいちゃんばあちゃん・・・お父さん、お母さんも働きやすいと思うんですよ、その辺の考え方

というか、この法律はちょっと意味違いますけどね、せっかくだいい法律が、児童福祉法が制定されて国からこうですよということですが、その辺の独自の太宰府市の国に倣うのじゃなくて、太宰府市はこうですよというような、いろんな形の方法があると思うのですが、私もおかげで六十数年生きてきているのですが、やっぱり非常にこの辺のところはね、ちょっと長くなりますけど、視察に行くとね限界集落とか過疎化、ああいうのはね、じいちゃんばあちゃんいらんていうんですよ、やっぱり帰りたくない。その辺の絆がしっかりしてればね、勤めが終わったら帰ろうかとなるし、どうも施策がおかしいからね、ぜひ太宰府独特の考え方をしてもらいたいという想いですけど、まして、過疎化とか・・・現金だけはいるという話なんですよ、財産はいらんと、親子関係とか孫関係とか、非常に薄れてきていますので、その辺のところをみんなで考え合うべきではないかなという想いですので、これはこの福祉はいいと思いますけど、ぜひ太宰府独特の考えをまとめて実施していただければなと、そういう職員が誰かおらんと、私の意見として言っておきますけど、これに対してどなたが意見がありましたらお願いします。

○委員長（小柳道枝委員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 今、委員がご指摘の部分はですね、もちろんのことだと思っております。地域で支え合い家族で支え合うというのは、それは前提にございますけれども、現代の社会の中で少子高齢化というのもあります。女性の社会進出、労働力の確保とかいうことで、これはあくまで本人さんが、保育を必要とされる場合に環境整備として提供しようということですので、お気持ちとかそういうものを否定するものではありませんので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

○委員長（小柳道枝委員） ほかに質疑はございませんか。
上委員。

○委員（上 疆委員） 内容を見ますと、大変な内容になっておりますが、施行日が来年の4月からということですが、保護者の働いていない状況、今はね、子どもを見守れないという方々が、こういうところに入ってたわけですが、今回は保護者の働いている状況に関わりなく、どのお子さんも入れるという内容ですので、増加といいますか、人数が、どのくらい見込まれておられるのかなと心配があるんですけども、また、増加することによって、今は手を挙げられているところはないということですが、そういった部分で施設もまかなえるようになるのかなと、その辺が心配なんですけど、その辺をお答えいただければと思います。

○委員長（小柳道枝委員） 保育児童係長。

○保育児童係長（中島康秀） 家庭的保育事業等につきましてですが、家庭的保育事業等も通常、今までの保育所と同様に、保育に欠ける児童についてのみお預かりするような形となっておりますので、就労していない家庭についてお預かりする制度とはなっておりません。

どれぐらいの需要度が見込まれるのかということにつきましては、現在、子ども子育て会議をこちらで開催をしておりますして審議等をしておりますけれども、基本的には今後子どもの数が減っていくという人口推計もございますので、なかなか推計するのは難しいところではございます

が、人口推計どおり数年後には減っていくのではないかと考えております。

以上です。

○委員長（小柳道枝委員） 上委員。

○委員（上 疆委員） この資料のポイントのところで見てるのですが、ここでは保護者の働いている状況に関わりなく、どのお子さんもというふうに入ってますよね、そうすると今の説明とちょっと違うのかなと、それはどうなんですか。

○委員長（小柳道枝委員） 保育児童係長。

○保育児童係長（中島康秀） 資料の2枚目のどのお子さんもというところなんですけれども、こちらに掲載されている部分が幼稚園、認定こども園も含めたところでの資料となっております。幼稚園、認定こども園につきましては従来どおり教育の部分でのお子様のお預かりという部分がありますので、こちらについては、保育に欠ける状況のお子様でもお預かりするような制度となっておりますので、こちらの説明資料につきましては全部を含めたところでの記載となっております。以上です。

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） すいません。何点かお伺いしたいんですけれども、それぞれの事業の職員資格についてなんですけれども、小規模保育事業のC型、それから家庭的保育事業の職員資格が家庭的保育者ってなっているんですけれども、これは保育士の免許は必要なのかということと、あとは家庭的保育事業のほうなんですけれども、家庭的保育者プラス人数が増えた場合、子どもの人数が増えた場合に家庭的保育補助者という方が付くようになってるんですけども、この方もきちんと保育士の免許が必要なのかということが一つとですね。ほかの自治体によると、職員資格がC型が家庭的保育者になってるんですけども、B型と同じように2分の1以上の保育士を配置するというようにですね、保育士の人数を増やして子どもたちの安全を守るというような条例を制定しているところもあるんですけども、そういうことが必要になった場合ですね、最低基準になると思うんですけども、最低基準の向上のところ、第3条に「市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き」というふうに書いてあるんですよ、ですので、何か不都合とか子どもたちに影響があった場合に、市長部局のほうで何かしら会議とか意見を聴いたりとか、改善するような対策をとられるというようなお考えはあるのでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 保育児童係長。

○保育児童係長（中島康秀） 職員の資格についてですが、家庭的保育事業につきましては、この家庭的保育者は保育士または一定の研修を受けた保育士と同等の方、さらに市長が認めた者となっておりますので、必ずしも保育士の資格がある方ばかりではございません。

その後について意見を聴き変えるということができるといところなんですけれども、こちらのほうで子ども子育て支援事業計画を策定する予定にしておりますが、その計画の中で基本的には認可保育所で対応していくことを基準に我々は考えております。こちらの地域型保育事業に

ついてですね、認めないということではないんですけれども、基本は認可保育所で対応していくことを考えておりますので、事業計画に基づきまして定員が達するような状況であれば、こちらの地域型保育事業は認めていかないということもありえると考えております。

○委員長（小柳道枝委員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 補足説明いたします。

本条例につきましては先日行われました、本市の子ども子育て会議におきまして、ご説明をさせていただきました。

その中で、ご意見もございましたけれども、本市といたしましては基準条例の基本的な考え方について、本市の実情に国の基準を上回る内容、または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないということで、国の基準を持って今回提案をさせていただきました。

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

上委員。

○委員（上 疆委員） 27ページの18条のところで、家庭的保育事業所等の事業運営について規定をつくりなさいと書いてますよね、これは市がチェックしていくんですかね。

○委員長（小柳道枝委員） 保育児童係長。

○保育児童係長（中島康秀） 家庭的保育事業等の条例ではなくて、特定教育・保育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準のところの中で、確認をするようになっております。この確認の中で運営に関するところについて市のほうの指導が入ると考えておりますので、そこで策定された規定等確認することになると考えております。

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に、議案第44号について質疑はありませんか。

小島委員。

○委員（小島真由美委員） 認定子ども園についてお尋ねいたします。

初日の説明の時に認定子ども園の事業者の手上げがなかったというようなご答弁があったと思います。

安心子ども基金を使って、基本的には国県が2分の1で市、事業者が4分の1ずつの予算配分でくると思うんですが、こういったことの説明とかいうのは子育て会議の中でやっていきつつの、やはり中々、こういった事業所、幼稚園とかの手上げがなかったということなのでしょうか。

それともう1点、もし、ない場合はですね、一時預かり事業を市が行わなければならないと思うのですが、その点に関してはどのようにお考えなんでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 保育児童係長。

○保育児童係長（中島康秀） 認定子ども園につきましては、議員ご指摘のとおり、今のところ手を上げている法人等はございません。

あと、市のほうが一時預かり事業を行われなければならないというところなんですけれども、保育所の方で行っている一時預かりに加えて、今、現在幼稚園のほうでも一時預かり保育を行っている私立幼稚園がございますので、そちらのほうでの対応ということになると思います。それで幼稚園等がですね、施設型給付、こちらのほうの制度にはのらないで私学助成のままいくということなんですけれども、施設型給付にのって事業を進めていくとすればですね、こちらの中で一時預かり事業については市が運営費のほうを出して委託するような形で行われるようになると考えております。

○委員長（小柳道枝委員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。

議案第43号について意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に、議案第44号について意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。

議案第43号について討論はありませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 議案第43号について討論させていただきます。

今回、保育制度が4月1日から変わるということで、今、国のほうでも、基準・・・（聴取不能）・・・保育料等が定まらずで、混乱もされているような状態ではあるのですが、実際には4月1日からスタートします。先ほどお話しの中で、今の太宰府市の状態では国の基準、省令通りでできるのではないだろうかというお話しでしたので、今後運営していく中で・・・（聴取不能）・・・意見を聴きながら改善していく、それから子どもたちの・・・（聴取不能）・・・立場に立って進めていくことをお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○委員長（小柳道枝委員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 全員挙手です。

したがって、議案第43号「太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条

例の制定について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成 5 名 反対 0 名 午前10時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小柳道枝委員） 次に、議案第44号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 全員挙手です。

したがって、議案第44号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成 5 名 反対 0 名 午前10時41分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 5 議案第45号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第 3 号）について

○委員長（小柳道枝委員） 日程第 5、議案第45号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第 3 号）について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） また、歳出の補正を説明していただくに当たって、関連する項目として同時に説明したほうがわかりやすい別の補正項目については、同時に説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、同時に説明したほうがわかりやすい別の補正項目については、歳出の中で説明をお願いいたします。

それでは、補正予算書16、17ページをお開きください。

3 款 1 項11目、南体育館管理運営費について、説明を求めます。

人権政策課長。

○人権政策課長（諫山博美） 3 款民生費、1 項11目人権センター費、112南体育館管理運営費、15節工事請負費、臨時工事160万円について、ご説明いたします。

さる、5月11日、日曜日でございますが、午後 7 時30分ごろに南体育館の天井照明器具15基ある照明の 1 つから白煙が発生いたしております。

幸いにして大事にはいたっておりませんが、消防署や電気店により原因を調査してもらったと

ころ、安定器の劣化により、安定器が発熱し中の液剤が沸騰して白煙があがったとのことでした。

その後、内部検討を行いまして、今後も他の劣化した照明器具からも同様な事故が起こる可能性があることから、照明15基を現在の水銀灯からLED電球に変え、また安定器も新たに設置し、利用者の安全を確保することとして、今回、臨時工事費として160万円を計上いたしております。

メリットでございますけども、水銀灯に比べ、LEDは約60%の消費電力の節減ができ、電気料金の節電効果が期待できます。平成25年度の電気使用量から電気代のシミュレーションをしてみました、年間33万円程度の削減が期待できます。このことから約5年程度で初期投資の費用を回収することができることが考えられます。

次に、電球の寿命が長いことがあげられます。LED電球は24時間点灯で寿命が5万時間、水銀灯は1万2,000時間となっております。次にLED電球自体、熱を持たないので火災の原因になりにくいという点があげられます。

以上により、今回補正予算を計上させていただいておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） LED電球は寿命が長いということですが、保証書はあるのでしょうか。私も買ったんですが、すぐ消えてしまったけれども。これは保証か何かあるのでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（諫山博美） 私も詳細のところは調査しておりませんが、電気店に確認をとった、それからインターネット等でもLEDと水銀灯の比較をしましたら5万時間と1万2,000時間ということで掲載してましたので、間違いないだろうと思っております。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 間違いないだろうということですね。その辺の保証書があるのかなとお聞きしたかったんですけども、よろしくお願ひしときます。いいです。

○委員長（小柳道枝委員） ほかにありませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 今の説明で劣化によるものとおっしゃいましたが、これ点検とかどのようになっているのでしょうか。内容についてお願いします。

○委員長（小柳道枝委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（諫山博美） 定期的な点検はしていません。ただ不具合が生じたときに点検をするということでございます、今回15基照明がございまして、建設当時、昭和56年に建設されておりますが、その時のままの状態が11基、それから安定器のみを取り換えたのが2基、それから

新型の水銀灯に変えているのが2基という状況でございます。以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に、3款2項1目総合子育て支援施設整備費及び同3目、市立保育所管理運営費について、説明を求めます。

保育児童係長。

○保育児童係長（中島康秀） 3款2項1目児童福祉総務費の事業細目018、総合子育て支援施設整備費3,741万6,000円でございますが、現在建設中の五条保育所、子育て支援センターを運営するために必要な消耗品及び備品、また、水道加入負担金について費用を計上させていただいております。

初めに、11節需用費の消耗品費757万円につきましては、子育て支援センターの遊具等に10万円、五条保育所の遊具、厨房用品、食器等に747万円を計上させていただいております。

次に、18節備品購入費の施設一般備品2,568万円につきましては、子育て支援センターのテーブル、ホワイトボード等に280万円、五条保育所の組み立て式のプール、デジタルピアノ等に1,558万円、同じく五条保育所の厨房機器、冷蔵庫、オーブン等に730万円を計上させていただいております。

これにつきましては、歳入が関連いたします。補正予算書12ページ、13ページをご覧ください。一番下の枠になります。

21款1項市債、1目民生費、1節児童福祉施設整備事業債の子育て支援施設整備事業450万円でございますが、五条保育所の厨房機器のうち、500万円分については、建物に付帯するものとして、その9割の額について追加融資を受けるものでございます。

これに伴い、補正予算書の6ページ、第3表、地方債補正、変更の表の児童福祉施設整備事業債の項について、補正前の限度額6億2,860万円から、補正後の限度額6億3,310万円に増額となっております。

次に、歳出に戻りまして、補正予算書の16ページ、17ページをご覧ください。

19節負担金、補助及び交付金の水道加入負担金416万6,000円につきましては、子育て支援センター等分153万7,600円、及び五条保育所分262万8,400円を計上させていただいております。

次に、3目保育所費の事業細目010、市立保育所管理運営費の32万6,000円でございますが、五条保育所の建物については平成27年2月末に完成し、完成検査後、引き渡しとなります。

そのため、13節委託料の施設管理委託料32万6,000円につきましては、平成27年3月からの機械警備委託料を計上させていただいております。

これにつきましては、3年契約を予定しており、補正予算書の5ページをご覧ください。

第2表、債務負担行為補正、追加の表の機械警備委託料（五条保育所）の項について、平成27年度から平成29年度まで、限度額114万6,000円とする債務負担行為補正をお願いするもの

であります。

説明は以上です。よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 先ほど説明ありました、総合子育て支援施設設備費の中の備品購入費。説明によると組み立て式プール1,550万で購入するということですが、もう少し詳細に、どのような形で、夏だけとは思うんですけども、簡単に組み立てたりできるものですか。もう少し詳細をお願いします。

○委員長（小柳道枝委員） 保育児童係長。

○保育児童係長（中島康秀） 組み立て式プールが1,500万というわけではないんですけども、組み立て式プールについては分割可能なFRP製のプールになりまして、分割できますので使用しない冬の間は倉庫等になおせるような仕組みになっております。

備品については、こちらの今、挙げましたプール以外にもですね、子どもに必要な保育室内の棚であるとか、テーブル、イスであるとか全部含めての金額となっております。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） そのプールは何人ぐらいは入れるんですか。大人は入れないでしょうけど、危険性はないのか、その辺のところをもうちょっと。

○委員長（小柳道枝委員） 保育児童係長。

○保育児童係長（中島康秀） 子供用のプールですので深さはそんなに深くはないので、当然保育士が付いていないと危ないという状況ではございますけれども。それと大きさについてですが、予算もございますので、予算の中で大きさを決めていくことになるかとは思いますが、通常20人も入れればいっぱいになるのではないかと考えております。

以上です。

○委員長（小柳道枝委員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に、3款2項6目子育て支援センター事業費から4款1項2目予防接種費までについて、説明を求めます。

元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） それでは、元気づくり課所管分の補正予算につきまして、ご説明いたします。

まず歳出でございますが、今の保育児童課、子ども総合子育て支援施設に関連しまして3款民生費、2項児童福祉費、6目家庭児童対策費、011子育て支援センター事業費、13節委託料の19万5,000円についてご説明させていただきます。

今、保育児童課のほうから説明がありましたように総合子育て支援施設につきまして2月末

に完成するという事ですので、こちらの平成27年3月の同じく機械警備、これの子育て支援センター分をですね、こちらに計上させていただいております。それにつきましては債務負担行為補正も同じくさせていただいておりますので、前に戻っていただきまして5ページですね、第2表、債務負担行為補正の追加の3番目、一番下ですが、機械警備業務委託料（子育て支援センター）平成27年度から平成29年度、3カ年分の95万7,000円を計上させていただいております。

委託料については以上でございます。よろしくご審議お願いします。

それと続きまして、補正予算書16ページの4款衛生費、1項保健衛生費、2目保健予防費、17ページの052精神保健関係費の報酬費でございます。

今回補正計上させていただいております報償費の3万円につきましては、平成26年度福岡県地域自殺対策緊急強化基金事業に基づいて申請・認可されたもので、平成26年度は民生・児童委員への自殺予防ゲートキーパー研修を実施する予定で担当部署と協議をすすめさせてもらっておりますけども、そのための講師謝礼となっております。

この補正予算の歳入につきましては、補正予算書の10ページ、11ページにお戻りください。

10ページ、15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、11ページの1節保健衛生費補助金、地域自殺対策緊急強化基金事業補助金として10分の10の補助として3万円を計上させていただいております。

続きまして、補正予算書16ページの、4款衛生費、1項保健衛生費、2目保健予防費、17ページの053予防接種費の委託料2,639万1,000円の増額補正を計上をさせていただいております。

これは、本年10月から、水痘、いわゆる水ぼうそう予防接種が、定期予防接種になり1、2歳の幼児の1回の接種金額。それと今年度に限り、3歳児、4歳児も経過措置として接種対象というふうに国のほうで定めてあるために、3歳児、4歳児を合わせた人数で総額、2,374万1,000円を計上させていただいております。

また、成人用肺炎球菌ワクチン予防接種につきましても太宰府市では昨年の10月から70歳以上の高齢者に5,000円の助成を行ってまいりましたが、本年10月から定期予防接種となり国の定期予防接種の対象年齢が、65歳からの5歳きざみ、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳と5歳のきざみで定期予防接種をされるということでしたけれども、市としましては、昨年度の10月から任意の太宰府市のほうで予防接種事業を行ってまいりましたので、昨年度の接種者との公平性や高齢者の肺炎による重篤化の防止というこの予防接種の本来の目的から、昨年度70歳以上として実施をしていました接種年齢を65歳に引き下げて、この事業を継続させていただきたく、65歳から69歳までの該当者数に接種率を乗じた、接種費用265万円を計上させていただいております。

なお、予防接種事業につきましては、筑紫医師会との業務委託契約を締結して実施しておりますため、13節の委託料により、この予防接種費を委託料ということで計上させていただいております。

よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） すみません。先ほど聞けば良かったんですけども、市立保育所管理運営費と同じ施設管理委託料なんですけど、この施設管理というのは日中も行うものなんですか。夜間のみなのか。

○委員長（小柳道枝委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） 夜間のみの警備委託になります。

○委員長（小柳道枝委員） 神武委員。

○委員（神武 綾委員） よく保育所で駐車場の整理についておられる方がいらっしゃるんですけど、そういう方はこれには入ってないということでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） 入っておりません。

○委員長（小柳道枝委員） それでは、ここで11時15分まで休憩をとりたいと思います。

休憩11時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開11時15分

○委員長（小柳道枝委員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、18、19ページをお開きください。

4款2項2目ごみ処理費ついて、説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（田中 縁） 補正予算書18、19ページ、4款2項2目塵芥処理費のごみ処理費のうち、19節負担金、補助及び交付金のうち、福岡都市圏南部環境事業組合負担金につきまして、1億2,098万3,000円の減額をお願いするものでございます。

これにつきましては、ご案内のとおり、現在、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町の4市1町で構成します福岡都市圏南部環境事業組合において、中間処理施設と最終処分場を建設中ですが、この建設にかかる組合の予算におきまして、平成25年度末に、国のいわゆる「前倒し予算」により、「循環型社会形成推進交付金」の追加内示を受けることができました。これに伴い、平成26年度に計上予定であった工事請負費とその歳入財源を平成25年度補正予算として前倒しして計上をしております。

これによりまして、平成26年度の組合予算の歳出額自体がかなり減額になりましたので、これに伴い歳入に剰余金が発生することとなったため、各構成市町の負担金が減額されるものです。

本市分としましては当初予算で2億8,318万円計上させていただいておりましたが、今回の減額により、差し引き1億6,219万7,000円の平成26年度の負担金になります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 以上で歳出についての説明、質疑を終わります。

次に、歳入について審査に入ります。10ページ、11ページをお開きください。

15款2項2目人権・同和問題啓発事業費補助金について、説明を求めます。

人権政策課長。

○人権政策課長（諫山博美） 15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金、人権・同和問題啓発事業費補助金、これは事業費2分の1の補助金でございまして、今回30万円を計上させてもらっております。

これに対します歳出のほうを説明させていただきます。

補正予算書の20ページ、21ページをお願いいたします。

所管のほうは社会教育課になりますけども、内容について説明いたします。

10款教育費、1項教育総務費、3目人権教育費、111人権教育推進費、11節需用費、印刷製本費60万円を計上しております。これにつきましては市の広報、これは奇数月ですけれども「手と手をつないで」というコーナーがございまして、稲積教育委員長に平成22年7月1日号から本年の9月1日号まで述べ22回にわたりまして寄稿をいただいたところでございます。今回9月1日号をもって終了するというので、今後は人権啓発冊子として利用するために印刷製本費として60万円を計上させていただいております。その2分の1の補助ということで今回30万円を計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 以上で歳入についての説明、質疑を終わります。

次に、第2表、債務負担行為補正について審査に入ります。5ページをお開きください。

○委員長（小柳道枝委員） 福岡都市圏南部環境事業組合一般廃棄物処理事業債（平成25年度繰越明許分用地費等）について、説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（田中 縁） 第2表、債務負担行為補正の追加で一部事務組合関係についてご説明いたします。

福岡都市圏南部環境事業組合一般廃棄物処理事業債、平成25年度繰越明許分で572万9,000円を債務負担で追加をさせていただいております。

これにつきましては、本年4月に福岡都市圏南部環境事業組合のほうで借り入れを行いました最終処分場の用地取得費、及び保障費にかかる費用で3,620万円のうち太宰府市負担割合に基

づく約 573 万円について、追加で計上させていただいております。

なお、償還期間は平成 28 年度までの 3 年間となっております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 以上で第 2 表、債務負担行為補正についての説明、質疑を終わります。

第 3 表、地方債補正につきましては、歳出の際に説明を受けましたので、これで当委員会所管分全般の説明は終わりましたが、質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで説明、質疑を終わります。

意見交換を行います。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 意見交換を終わります。

討論を行いたいと思います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第 45 号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 全員挙手です。

したがって、議案第 45 号の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成 5 名 反対 0 名 午前 11 時 22 分>

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 6 議案第 46 号 平成 26 年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○委員長（小柳道枝委員） 日程第 6、議案第 46 号「平成 26 年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。

補正予算書 24 ページから 31 ページでございます。

執行部の説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） 議案第 46 号でございます。

補正予算書24、25ページからでございます。

平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）保険事業勘定について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ3,686万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額を45億2,615万2,000円にお願いするというものでございます。

今回の補正の概要といたしましては、平成25年度介護保険事業の国、県、支払基金の清算に関するものでございまして、清算返還金の財源として、前年度繰越金を充てまして、残りの分を基金に積み立てるというものでございます。

それでは、詳細な補正内容について、30、31ページの事項別明細書の歳出から説明させていただきます。

歳出の1款1項1目一般管理費、23節償還金、利子及び割引料、事業細目002庶務関係費、3,184万5,000円でございます。

これは、介護保険事業のうち、平成25年度介護保険給付費負担金と地域支援事業費の交付金等の清算返還金を計上しております。具体的には、介護給付費の国への清算返還金1,195万3,000円、県への清算返還金807万9,000円、支払基金への清算返還金847万9,000円、それと地域支援事業費の支払基金への清算返還金120万8,000円、国への清算返還金141万7,000円、県への清算返還金70万9,000円でございます。

次に、5款1項1目介護給付費準備基金積立金、事業細目001、介護給付費支払準備基金積立金502万2,000円でございます。

これは、今回、平成25年度の交付金等の清算で前年度の繰越金との差し引き502万2,000円を基金に積み立てる予算でございます。

続きまして、これらの歳出予算の財源として、同ページの一番上の欄の歳入の欄、8款1項1目、繰越金は、前年度の繰越金3,686万7,000円を計上しております。

説明は以上です。よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

意見交換を行います。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 意見交換を終わります。

討論を行いたいと思います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第46号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 全員挙手です。

したがって、議案第46号の「平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前11時26分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 請願第1号 体育複合施設建設予算の執行保留・延期を求める請願書

○委員長（小柳道枝委員） 日程第7、請願第1号「体育複合施設建設予算の執行保留・延期を求める請願書」を議題とします。

この請願につきまして協議、意見交換を行います。

ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

上委員。

○委員（上 疆委員） すでにご承知のように、総合体育館の入札につきましては8月6日の日に入札が落ちなかったということですが、それ以降、執行部のほうからは、詳細の部分の説明もございませんし、時期的なことと言われないので、この際、予算について執行保留なり延期をするべきではないかなと思っております。そういうことで賛成討論いたします。

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

小島委員。

○委員（小島真由美委員） 私は反対討論としてさせていただきます。

この請願の文章を見ますと、要旨、理由共に、そもそもの体育総合複合施設の建設自体の反対ということが前提での今回の凍結、また保留・延期という請願でございます。一貫して申し上げておりますが、新しい施設をというよりも、今の老朽化した施設をどうしていくのかとか、それに付随する公会計の改正であるとか、資産の台帳の整備、それから老朽化施設の更新手法を長期的計画を出すとか、また減価償却だとか、そういったところの財政の改正へのこれからの、今までも一般質問でもやってきましたけれども、そちらのほうを優先するため、また再配置の受け皿としての新しい施設というのも必要だと思っております。民間の有識者で構成されます日本創生会議の中におきまして人口減少問題が取り沙汰されておりますが、本市といたしましては、2040年には7万人を割らない微増で、地域の市は減少するんですが、太宰府市におきましては微増という結果も出ておりますし、よそへの流出ということも懸念されておりますが、減少率も他



市と比べたら少ないということもありますし、今しっかりと次の子どもたちの夢、または希望を持つということもありますし、私としては体育館についての賛成ということもありますので、入札の件は、今市長も、るる新聞等で発表されておりますが、今の段階ではこの請願についての賛成はできかねるということで、反対討論とさせていただきます。

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 賛成の立場で討論いたします。

今の市の予算が27億5,000万円ということで、今後、建設業界の請負状況を見極めた上でというような文書がありますけれども、おそらく労働者の方の工賃の引き上げ等が来年度も行われていきますので、そういう意味では金額的にも、また増額しないといけないのではないかという予測のもとに、一たん執行保留、そして延期をして、時間をとったうえで建設に向けて再度検討するという立場で進めていくべきではないかというところで、賛成討論といたします。

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（少数挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 少数挙手です。

したがって、請願第1号は不採択とすべきものと決定いたしました。

<不採択 賛成2名 反対3名 午前11時31分>

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 請願第2号 総合体育館建設の市民への説明会開催に関する請願

○委員長（小柳道枝委員） 日程第8、請願第2号「総合体育館建設の市民への説明会開催に関する請願」を議題とします。

紹介議員から、補足説明等がありましたら、お願いします。

○委員（上 疆委員） ありません。

○委員長（小柳道枝委員） それでは、本請願について質疑はありませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 本会議において紹介議員のほうから質問に対する回答がありましたけれども、この中に書いてあります「議会としてより多くの市民に対して説明会を」というような内容なんですけれども、この説明会の内容、イメージをどのような形を考えられているのかというのは請願者の方からお話はあったのでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 上委員。

○委員（上 疆委員） その内容については説明は受けておりません。

○委員長（小柳道枝委員） 神武委員。

○委員（神武 綾委員） 二元代表制ということで執行権がある執行部側と、議決権のある議会側ということなんですけれども、市長に対して同じような請願書、要望書というか同じような内容の主旨をお渡ししてるのでしょうか。また、お渡しであれば、その回答についてご回答願いたい。

○委員長（小柳道枝委員） 上委員。

○委員（上 疆委員） 書類は出していないと思うのですが、私どもは二元制ですから、執行部にも議会にも出すべきではないかなという助言はいたしました。出されている皆様からは、まずは議員の皆様の意見を聴きたいということを含めた上での請願でもあるようですので、そういった内容でございます。

○委員長（小柳道枝委員） ほかにありませんか。

小島委員。

○委員（小島真由美委員） 議員からのご意見ということで、私も会派としてもずっと説明はしております。皆さんそうだと思います。集合体としての議会としての説明ということであれば、この紹介議員の中には総合体育館特別委員会の副委員長もおられますし、また議会改革の委員長もおられます。今回11月に議会の報告をやるということで、議会としては方向を向けている中で、なぜ、いろんなところで、そういうお話が上がらなかったか、その点についてお話をお聞かせください。

○委員長（小柳道枝委員） 上委員。

○委員（上 疆委員） 私どもは内容はあまり難しく考えてなくて、総合体育館建設の市民への説明会開催に関する請願について、ぜひ出したいという市民の意見でございますので、市民はこういう請願を出せますので、そういったことは出来るのではないかとということでお請けしたところでございます。

○委員長（小柳道枝委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） この請願につきまして協議・意見交換を行います。

ご意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これから討論を行います。

討論はありますか。

上委員。

○委員（上 疆委員） 賛成討論で申しますが、私ども太宰府市議会でも議会基本条例を作りまして、内容も条文の中で言いますと、第2条の中に議会及び議員の活動原則というものがあるわけですが、2条の4項ですが、「議会は、市民に対して議会の議決、審査又は議会活動についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。」と我々議員として皆さんで賛同したこの議

会基本条例でそのような形をとっておることから、このような請願が出た時については、ぜひ支援するといったらおかしいですが、皆さんが賛同していただけるのが正常なやり方ではないかなと私は思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） ほかに討論はございませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 賛成の立場で討論いたします。

この請願につきまして請願者の組み立てがですね、主旨がはっきりしないなど不明確な部分もありましたので、本会議で他の議員からも質問がありましたが、紹介議員のほうから主旨を読み取って欲しいとの説明がありました。先ほど上委員もおっしゃいましたけれど、議会基本条例も制定されましたし、今後太宰府市議会が議会改革を行うという立場でですね、議会の責務とかこれから取り組むべき課題の一つではないかということで説明会の開催には賛成いたします。

○委員長（小柳道枝委員） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（少数挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 少数挙手です。

したがって、請願第2号は不採択とすべきものと決定いたしました。

<不採択 賛成2名 反対3名 午前11時38分>

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 請願第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書

○委員長（小柳道枝委員） 日程第9、請願第3号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書」を議題とします。

この請願につきまして協議・意見交換を行います。

ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第3号について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 多数挙手です。

したがって、請願第3号は採択すべきものと決定いたしました。

〈採択 賛成4名 反対1名 午前11時39分〉

○委員長（小柳道枝委員） ただいま採択した請願第3号については、意見書の提出を要望するものであり、意見書案も添付されておりますので、これから意見書案の協議に入ります。

内容について、ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） お諮りします。

意見書については、原案のとおりとすることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

次に提出者についてお諮りします。

意見書案を委員会提出議案として、委員長名で提出することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小柳道枝委員） 以上で当委員会に審査付託された案件の審査はすべて終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います、これにご異議はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 異議なしと認めます。

これをもちまして、環境厚生常任委員会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉 会 午前11時41分

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成26年11月21日

環境厚生常任委員会委員長 小 柳 道 枝